

11 公共機関等の割引

こうきょうきかんとこのわりびき

(1) 鉄道運賃の割引

問 かくてつどうじぎょうしや 各鉄道事業者



身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗車運賃が割引されます。

◆対象者

身体・療育手帳	乗車形態	種類	割引率
第1種の方	本人が、単独で片道100キロを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
	本人が12歳未満で、介護者とともに利用する場合（距離の制限なし）	普通乗車券 回数券 急行券	本人、介護者とも 5割引
		※定期乗車券	介護者のみ 5割引
第2種の方	本人が12歳以上で、介護者とともに利用する場合（距離の制限なし）	普通乗車券 回数券 急行券 定期乗車券	本人、介護者とも 5割引
	本人が、単独で片道100キロを超えて利用する場合	普通乗車券	5割引
※介護者に対しては、通勤定期乗車券を発売 ●乗車券を購入する際、身体障害者手帳又は療育手帳を窓口に表示してください。 ●私鉄・公営地下鉄等の運賃は JR 運賃に準じた取扱がなされている場合がありますので、各窓口にお問い合わせください。			

(2) 航空運賃割引

問 かくこうくうじぎょうしや 代理店 各航空事業者

定期航空路線の国内線運賃が割引になります。割引運賃額は事業者又は路線等によって異なりますので、各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。

◆対象者

満12歳以上の第1種身体障がい者、知的障がい者及び介護者（1名）

満12歳以上の第2種身体障がい者、知的障がい者

◆手続き等

航空券販売窓口にて、手帳を提示してください。

(3) バス運賃割引

問 各バス会社窓口

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312



バスを利用する場合は、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると割引制度が適用されます。なお、手帳を持ち歩かない方やご希望の方には、割引証を発行します。

対象者	割引率	
第1種の方	単独者	普通券 (本人のみ 5割引) 定期券 (本人のみ 3割引)
	介護者	普通券 (本人・介護者とも 5割引) 定期券 (本人・介護者とも 3割引)
第2種の方	単独者	普通券 (本人のみ 5割引)
<p>●定期券は12歳未満の方は割引されません。</p> <p>●12歳未満の方は介護付き割引証を発行します。</p>		
必要書類等		
印鑑	身体障害者手帳又は療育手帳	

(4) 福祉タクシー利用助成

問 社会福祉課 障がい福祉係

内線312



重度の障がいがある方(児童)がタクシーを利用した場合に、初乗り運賃分を助成します。町内のタクシー会社及び町外のタクシー会社(一部)で利用できます。本人以外は使用できません。

なお、上記制度とは別に手帳の提示により1割の割引を受けられます。

ただし、迎車料金等は割引されません。

◆利用券

種類	枚数
有料道路割引制度を利用しない方	最大24枚 (申請した月から年度末までの月数×2枚)
有料道路割引制度を利用する方	最大12枚 (申請した月から年度末までの月数×1枚)
対象者	助成額
身体障害者手帳1～3級	初乗り運賃(小、中、大型含)相当額 迎車料金、基本料金超過分等は、自己負担となります。
療育手帳A1、A2又はIQ35以下	

必要書類等	
印鑑	身体障害者手帳又は療育手帳

(5) 介護タクシー・みどりのタクシー 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

自分で移動が困難な障がいがある方や高齢者の方が利用しやすいタクシーです。通常のタクシーと同じものですが、車椅子でそのまま乗車できるリフト又はスロープ付の特殊車両等があります。運転手はヘルパー資格を持っている場合があります。なお、町と協力事業所協定を締結しているタクシー会社については、前述の福祉タクシー利用券も可能です。協力事業所については、お問い合わせください。

(6) NHK放送受信料免除 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

障がいのある方で手帳をお持ちの次の方は、NHK放送受信料が免除されます。対象の方は社会福祉課で、割引証明書を発行しますのでNHKへ提出してください。契約内容等記入する部分がありますので、事前に契約内容等を確認してください。

	対象者	適用条件
全額免除	身体障がい者	手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障がい者	
	精神障がい者	
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で契約者である場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで障害等級が重度(1級又は2級)の方が世帯主で契約者である場合
	重度の知的障がい者	療育手帳をお持ちで障害等級が重度(A1又はA2)の方が世帯主で契約者である場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害等級が重度(1級)の方が世帯主で契約者である場合
必要書類等		
印鑑	障害者手帳(身体・療育・精神)	

◆ 郵送先 NHK かながわ西営業センター ☎046-235-7000
〒243-0432 海老名市中央2-9-50海老名プライムタワー12階

(7) 携帯電話使用料割引 問 各携帯電話会社

障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方は、基本使用料等の割引が受けられる場合があります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

(8) NTT番号案内サービス(104番) 無料番号案内

申請により無料で番号案内を利用できます。

- 対**
- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - ・ 視覚障がい 1～6級
 - ・ 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい） 1・2級
 - ② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - ・ 視力の障がい 特別項症～第6項症
 - ・ 上肢の障がい 特別項症～第2項症
 - ③ 療育手帳をお持ちの方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 問** NTT東日本ふれあい案内担当 フリーダイヤル 0120-104174
受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）
※土・日・祝日及び年末年始は除く。

(9) 点字郵便物料金の免除

問 各郵便局

視覚に障がいのある方が、次の郵便物を出されるとき郵便料が免除されます。

- ① 視覚障がいのある方用点字のみを内容とする郵便物
- ② 視覚障がいのある方用の録音テープなどの録音物又は点字用紙

(10) 各種施設割引

問 各施設

公共施設、民間施設等料金割引がある場合があります。

